

令和元年度第4回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録

令和元年10月7日

保健福祉部保険年金課

令和元年度第4回昭島市国民健康保険運営協議会

令和元年10月7日（月）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 18未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について
(答申案)
- (2) 昭島市国民健康保険税税率の改定について

3. その他

出席委員（8名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	久 保 昇 君
委 員	石 原 正 昭 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	岸 野 康 夫 君	委 員	島 津 智 子 君
委 員	熱 田 喜 信 君	委 員	鈴 木 克 仁 君

欠席委員（2名）

委 員	五 藤 英 恵 君	委 員	山 本 莊太郎 君
-----	-----------	-----	-----------

説明者

保 健 福 祉 部 長	佐 藤 一 夫、	保 険 年 金 課 長	岡 本 由 紀 子、
保 険 年 金 課 保 険 係 長	菅 野 達 也、	保 険 年 金 課 主 事	原 島 彰 憲

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局 第4回の国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、会長よろしく願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中お集りいただきましてご苦労さまです。

(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について

(答申案)

○会長 それでは、本日の内容に入っていきたいと思います。

議題(1)として、先日行いました18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施についての答申案が示されておりますので、事務局から提示をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 それでは、説明いたします。

こちらの案ですが、前回の協議会の中で、皆様からいただきましたご意見を事務局でまとめた内容になります。皆様のご意見が反映されていない、あるいはこういったニュアンスがきちんと出ていない等ございましたらご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、気づいた点等、ございましたらご意見いただけたらと思います。

○会長 下から8行目の「なお」のところからですが、「現在所得に関する制限というのは設けられていない」というような表現がありますが、そうではなくて、これは子育て支援策として市も行っているので、引き続き実施したいが、それにより国からペナルティー等があるとか、そういうのはどうかなというような感じの言い方だったと思うのですが、その辺の表現を変えることはできるかなと。

○事務局 前回のお話の中では、子育て世代の支援策という視点を持って、この制度については拡充も考えていってほしいというのが一つ、ただし、その財源の確保についてきちんとやってほしいという点で、その中で、例えば所得制限なども導入して、その財源として拡充することも考えてはいるが、慎重に考えていってほしいというところ。それから、そういった中でも市として前向きに拡充を考えていってほしいというようなニュアンスだったのかなと私は思っていますので、会長がおっしゃったとおり、そこら辺の視点が、この書き方だと意

味合いが異なるかと思いますが、そこら辺については、もし皆さん方にご異議がなければ、会長のおっしゃったような趣旨で、この部分についてはもう一回、正副会長と詰めさせていただければというふうに思います。

最終的には、諮問の1本目の保険税の見直しとあわせて答申をする予定でございます。再度、ご確認をいただく機会を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長 他にご意見等ないようでしたら、他の部分も含めて再度、見直していただいて、最終的に詰めさせていただいた中で、答申としてきちんと決めていきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(2) 昭島市国民健康保険税税率の改定について

○会長 続きまして、(2) 昭島市国民健康保険税税率の改定についてを議題にしたいと思います。それでは、国保の現状等を事務局から説明を願いたいと思います。

○事務局 私から国民健康保険税に関しての内容を簡単ですが、ご説明をさせていただきたいと思います。

お配りしてあるもののうち、こちらのピンク色が基調になっております昭島市の国民健康保険だよりの5ページをご覧ください。

内容としましては、国保に関する内容を全般的に記載しています。5ページのところからが国民健康保険税の内容になっておりますので、こちらを使いまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、5ページの上の部分ですが、国民健康保険税は、制度として始まったときには医療給付に関しての保険だったのですが、平成12年の介護保険の開始により、介護納付金分が入りまして、その後、平成20年度からは後期高齢者の支援分、現在では、もともとございます医療分と3つをあわせて皆さんから納めていただくような形になっております。

右側に図がありますが、被保険者の方全員から集めるのは医療分と支援分です。介護分については、40歳以上65歳未満の方のみ納めていただきますという図になっております。国民健康保険の場合には、加入している方お一人お一人に税を納めていただくのではなく、世帯単位で考えますので、世帯ごとに税のお知らせをし、税を納めていただいております。保険税の納税義務者は世帯主になりますので、納税義務者として納税通知書の表紙には必ず世帯主のお名前が載っているような形でお知らせがまいります。

吹き出しのピンク色のところで、擬制世帯主という説明になっておりますが、もし世帯主ご自身は国民健康保険ではなく、ご家族が国民健康保険に入っていらっしゃるというご世帯の場合にも、納税義務者は世帯主という形になります。

次に、保険税の税率ですが、前回の資料でもお知らせしております現在の昭島市の保険税の税率と課税限度額、国民健康保険の場合には非課税という考え方ありませんので、前年に収入がない方であっても必ず保険税は発生してまいります。一方で、課税額には上限が設けられておりまして、高所得者であっても、それぞれ医療分の61万円、それから、支援分の19万円、介護分の16万円、合計いたしますと現在96万円になるのですが、これ以上の金額の税金にはならないというルールになっております。ただ、限度額は改定がございますので、その改定に沿って今後上がっていく可能性がございます。

次に、保険税の軽減と減免についての内容になります。

前회のご説明でも簡単にふれましたが、それぞれの方の所得によって均等割の部分については7割、5割、2割の軽減、割引になる制度がございます。軽減自体が7割、5割、2割ですので、実際にお支払いいただく均等割額としましては、それぞれ3割、5割、それから8割分という形になります。

次のページをおめくりいただきまして、6ページの一番上の部分は、前回ご説明をさせていただきました昭島市の独自軽減措置の内容です。こちらについては省略させていただきます。

次に、非自発的失業者の保険税の軽減措置というのがございまして、平成21年、22年、23年のころに、お勤め先の事業所の倒産ですとか、整理解雇によって国保に移行される方がかなりたくさんいらっしゃいました。これはご本人の意思ではなくて、お勤め先がなくなってしまう、あるいはもう会社のほうがやむを得ない人員整理のために退職を余儀なくされるといふ方がたくさん出られましたので、保険税の計算をするときに、その方の所得金額を割り引いて小さな金額にして、税金を計算してかけていくという制度になっております。ですので、こちらはご本人に、雇用保険受給資格者証をお持ちいただいて、退職をされた、あるいは会社が倒産してしまったというような内容を確認させていただいて、適用している制度です。

次の国民健康保険税の減免については、特別な事情、急なけがや病気、あるいは災害によって、例えばもうお家が住めなくなってしまうですとか、あるいは全国的なものと、東日本大震災や昨今たくさん増えております台風等の被害の方もいらっしゃるのですが、そ

ういった特殊な事情によって保険税のお支払いが困難になった方に対して、保険税を減免するという制度になっております。

次に、被用者保険の加入者の方が75歳になられて後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者の方が国保に加入した場合の減免、後期高齢者医療制度がはじまりまして、75歳になったご本人とその被扶養者の方も一緒にそちらの保険をやめなければいけませんので、そうした理由で国民健康保険に入っていらっしゃった方のうち、65歳以上の方については、保険税を減額するといった制度です。

これまで申しあげましたさまざまな税の減免、あるいは軽減制度のうち、一般的に法定軽減と申します7割、5割、2割の軽減また非自発的失業者のための減免、そして、最後に申しました扶養者の方が後期高齢者医療に移行したために国民健康保険に入らざるを得なくなった方、この方についての減額分については、国の制度となっておりますので、保険税の収入が市として少なくなってしまう部分については、国、都及び市が割合を定められておりまして、全て財源の補填がございます。

ただ、そのほかの部分につきましては、保険税の中で賄っていくか、あるいは市からの財源補填、繰り入れを受けてという形で行っております。

次に、所得の申告というところがございますが、国民健康保険の場合には、所得がない方であっても必ず保険税の計算をしなければなりませんので、市都民税の申告を必ずしてくださいというふうにお願いをしております。

また、所得の申告がない場合には、仮の金額として保険税を計算するのですが、その場合は、均等割のみをまず計算して該当者の方にお知らせをする。ただ、この場合には、申告をしていただいた方でないと、実際には所得額が少ない方であっても、軽減は該当させませんので、均等割がそのままの形で全てかかってしまうというルールになっております。

最後になりますが、保険税の計算方法を具体的に例を挙げてこちらにお示ししております。これはよくモデルケースとして使う世帯でして、ご両親と18歳未満の子どもさん2人という世帯で、前回の資料でも使いましたが、保険税の試算の例としても挙げています。

この例ですと、通常どおりに保険税を計算した後に子どもさん1人分の均等割、医療分と支援分がそれぞれ半額になりますので、その部分を引き算した金額になっていること、また、医療分、支援分、介護分、それぞれの計算をして、100円未満の端数が出た場合には、その部分を切り捨てとし、最後に医療分、支援分、介護分を足し算しまして、全体の保険税額になるという計算をしております。

次に、ホチキス3枚どめの資料ですが、こちらは、東京都福祉保健局のホームページに掲載されている資料です。東京都内の国民健康保険を運営している自治体全ての保険税、あるいは保険料の料率の一覧表になっております。

初めのページの縦の資料が市町村、三多摩と島嶼部の自治体の料率が載っております。

次におめくりいただきますと、23区部、区部は全て料でやっておりますので、料率になっております。

特別区は、平成29年度までは23区全て基礎医療分、後期高齢者支援分と介護納付金分の均等割については同じ金額、あるいは料率を使うということでルールが決まっていたのですが、30年度からそれぞれの区で独自に計算をしてもいいというように変更になりまして、こちらの31年度のものでは、一部23区の統一の料率を採用していないような区が見られます。千代田区、江戸川区、あと中野区が変更をされていると思います。

こちらの最後のページは、大島町を例にとりまして、実際に保険料など、こういった形で計算をしますという資料になっております。

大島町は医療分、それから後期の支援分と介護納付金分全てが4方式ありまして、所得割、固定資産税に係る資産割と加入者それぞれ個人に係る均等割、それから世帯に対して係る平等割の4つの種類全ての方式を使って計算しております。この4方式でないところは、それぞれ必要ない部分を抜いて考えますと、全て計算の方法の説明ができますので、大島町の例が挙がっているものと思われます。

均等割や所得割の数字、これだけをご覧くださいますと、なかなかどこが実際高いのか、あるいは安いのかというのは一見ただけではわかりにくいと思いますので、1つ資料を抜かしていただきまして、カラーの資料の3と4というものをご覧ください。棒グラフが横になったものですが、それぞれ対象となる世帯人数ですとか、所得額をまず決めまして、そのモデルでそれぞれの保険税、あるいは保険料を計算した結果、どのような金額が出てくるのかというものを、多摩26市の分だけですが、実際に計算をしてみた結果になっております。

棒グラフでは、昭島市の部分を黄色であらわしております。保険料、あるいは保険税が一番高くなる場所から順に並べ直しているのですが、国保に入っている方の年齢や、あるいは所得の状況によって、26市の中でどのくらいのところにいるのかというのが変わってまいります。なかなか国民健康保険の場合には、料率がどういう数字になっているのかということころだけを見ましても、その自治体の料率が高いほうなのか、あるいは安いほうなのかというのが判断をするのが難しい状況です。

資料3の4人のモデル世帯は、昭島市の子どもの独自軽減を反映させて計算しています。こちらの世帯ですと、法定の軽減、均等割の7割、5割、2割の軽減については、所得金額でもう対象になってこないような状況です。その下の400万円の所得があつて、40代の単身者の方の場合というのも均等割の軽減はきかない世帯になります。

資料4の65歳以上2人の世帯、高齢者の方、この世帯の場合には、均等割については5割軽減が適用になってくる世帯です。

そして、最後、65歳以上の単身者で、所得金額が33万円以下の場合ですけれども、こちらですと、均等割のみの課税になっていることと、また、均等割が7割の軽減になっておりまして、年間の保険税で1万1,600円、こうした計算になってまいります。

資料を1つ戻りまして、資料2の横書きの資料ですが、平成20年度からの昭島市の保険税率の変遷となっています。

昭島市も以前は医療分につきましては、平等割と資産割を採用しておりましたが、平成26年度からは現在の所得割と均等割の2方式に切りかえをいたしました。また、課税の限度額、法定の限度額というのが国で定めた限度額でして、これ以上高い金額というのはそれぞれの自治体で設定することができないのですが、これ以上安い金額を設定するということは自由に選択ができるようになっておりまして、昭島市の場合には、平成24年度からは法定の数値とあわせた形の金額を設定しております。

また、平成24年度からは、24年、26年、そして28年度と、1年おきに保険税の見直し、検討をしました際に改定も実施しております。ただ、平成30年度につきましては、29年度に運営協議会でもご審議をいただきましたが、見直しの検討を行った結果、保険税の改定は行っておりませんので、28年度から保険税率は変更とはなっておりません。

簡単ではございますが、国保の保険税についてご説明をさせていただきましたので、こちらにつきまして、何かご質問等ございましたら、伺ってまいりたいと思います。

○会長 事務局から現状ということで説明がありました。

これにつきまして、何かご質問などありますか。

○A委員 昭島市の保険税率の改定は2年ごとに見直していくということで、過去運用してまいりまして、ただ、2年前、実際審議したのは平成29年度中でしたけれども、30年度には改定しなかった。そのときの理由が保険税の計算の根拠となる納付金であるとか、支援金、拠出金、これらを算出、負担するための基礎数字が東京都から示されていない。なかなかそれが示されない。それを待っていては時間切れになってしまう。ならばこのまま改定せずにい

こうというのがこのときの議論だったと記憶しているのですが、そうすると、今回改定するとなると、4年ぶりということになる。この4年間に大きく制度が変わったことというのがあれば、それらも保険税の算出に大きな影響を及ぼすと思います。都道府県単位になったということとか、あとはそれ以外にも幾つかあるかと思うのですが、重立ったこの4年間の制度改定について、事務局で思い出す限りで結構なのですが、どのようなことがあったか教えていただければありがたいなと思っています。

○事務局 委員からおっしゃっていただいたとおり、平成29年度に皆さんからのご意見をお願いした際には、ちょうど30年度の都道府県化の前の段階でして、それまでは保険税率を改定する際に、医療給付、また、次の年以降の後期の支援分と介護納付金分を幾ら皆さんから集めて拠出しなければいけないのかというところを昭島市で考えて税率改定を行っていたのですが、30年度からは、東京都に対して納付をする事業費納付金の金額が幾らになるかが一番大きな要素になってくるというように変わってまいりました。

納付金は、一度、11月中旬から後半にかけて仮の数字が出てきまして、最終的な決定数値は2月上旬頃にならないと出てこない、2回続けて見ても同じ状況でした。この納付金の金額をどう捉えるかというところが一番大きな要素になってきているところが、この28年度からの間の制度の改定といたしましては、大きな部分であったと考えております。

また、これまでは医療給付は、年度中にも大きな金額にどんどん伸びてくるという心配がありましたので、1年間、常に予算が足りるのかどうかというのを気をつけていなければいけませんでした。しかし、30年度以降は、当初予算で事業費納付金をきちんと払える形をとっておけば、年度の途中で追加分を支出するということとはなくなったという部分も、もう一つ大きな点だと考えております。

○事務局 1点追加で、平成29年度の検討の際、たしか東京都からの納付金の額がなかなかわからないといったことだったのですが、その中では、市ごとの所得の状況だったり、保険給付をどのくらい使っているかといった状況だったり、納付金に対しては考慮して賦課してくれるということが大きな基本的なところで決まっておまして、そうすると、昭島市としては所得階層的には低くて、保険給付についても真ん中をちょっと下回るくらいの状況でありましたので、恐らくはそういった部分が東京都が定める納付金の額に影響してくると、市が払う額は若干少なくなるのかなということも想定をされたところでは。

そうした中で、その状況がわからないうちに払うべきお金が減っているのに上げるという考えはなかなか難しいという意見もございまして、その中で一回見送って様子を見ようとい

うこととございました。

東京都全体で見ると、市の負担とする部分というのは若干下がっているような状況も見受けられますので、そうしたことも踏まえながら、今後の財政運営についてご検討いただければというふうに考えているところでございます。

○会長 今、お話のありました納付金の関係というのは、広域化に伴って納付金の額が、要は区部のほうが高くして市部が低いというような多分今までの状況があったと思うんだけど、その均等化を図るのではないかと、それに伴った都への納付金の額がそういうふうに算出されるということではないのですかね。

○事務局 本来的には赤字、黒字ではなしで、全部が国保税、保険料だけで運営できるというようなことは基本になるのですけれども、なかなかすぐには難しいというところで、そういった要望も基本的には市民生活に影響が出なければそれもいいということになったのですが、全体を見て、東京都が賦課する納付金の額については、市の国保に加入している方の所得状況だったり、国保に加入している方がどのくらい医療費を使っているかという支出も見て、東京都の中で公平性を担保していただけるという話になりまして、そういった中では昭島市としては所得階層は若干低くて、医療費をそんなに使っていなかったということですので、影響が大きかったというふうに考えています。

○会長 ほかに、どうですか。

(発言する者なし)

○会長 それでは、残りの資料の説明をお願いします。

○事務局 最後に1枚資料が残っておりまして、過去から平成30年度までの決算関係に関する状況です。平成20年度後期高齢医療の制度ができて、75歳以上の方が皆さん後期のほうに移行されました。現在と同様に74歳までの方が国保に加入されているという状況のところからを並べてみた資料になります。

一番上のグラフですが、それぞれ左側から歳入と歳出という形で並べておりまして、歳入、歳出という文字の上に入っております数字が決算の金額になります。金額が大きくなりますので、単位が100万円になっております。

歳入は3色で、黄色が繰入金、緑が保険税、水色がその他の歳入の部分となっております。歳出の部分はほとんどがピンク色一色ですが、平成20年度から23年度は、一番上の部分に若干ですが赤くなっている部分がございます。これが繰り上げ充用と申しまして、決算のときに赤字になってしまった場合に、お金がありませんので、新年度の予算から前借りをして、

前の年の予算に新年度が始まる時に貸し出しをしてしまった部分の金額になります。

全体の中ではボリュームが小さいように見えるのですが、実際には20年度の金額で約2億7,000万円、21年度で3億4,000万円という実際の金額とするとかなり大きい金額でございました。

こうした形で平成22年度まで、下の決算額で比べていただいてもわかるのですが、歳出が多くなってしまっていて、赤字の決算という状況でした。平成23年度になりましてやっと歳入が多い形での決算を迎えられるようになり、その後はおかげさまで赤字の決算という年はないのですが、平成20年度より少し前からしばらくの間、昭島市の国保は毎年赤字の決算という状況でした。しばらく保険税の改定等、行っていなかったのですが、長い間置いておかなくて、定期的に見直さなければいけないということを、平成23年度に運営協議会からの答申をいただいた際にも、附帯意見としていただきまして、最近では1年おきに必ず見直しの検討を行うという流れできております。

グラフの中で、30年度のところにそれぞれの金額が幾らくらいであったのかという内訳を入れております。一番右側の30年度繰入金としては約12億7,500万円、保険税の収入が23億2,800万円、こちらは現年度と滞納繰越分両方を合わせた収入になります。その他の歳入といたしましては86億6,400万円で、歳出としては合計で119億3,900万円というような決算でした。

保険税の額、23億円、大変大きい金額ではあるのですが、30年度からは、昭島市の税額として確保しなければいけない金額が事業費納付金の額とあわせて東京都から示されるようになり、そちらの金額には達していない状況です。

東京都から示されます昭島市が必要とする税額とありますが、現年度の税額で約27億円になっておりますので、大きな乖離がございます。黄色い繰入金の部分、ルールで決まっている法定の部分もあるのですけれども、それ以外の部分で補填をしている状況です。

決算全体のグラフの中から繰入金、黄色であらわした部分のみの内訳をお示ししましたのが真ん中のグラフになります。繰入金には、法定のルールで国民健康保険を運営している市町村が必ず繰り入れをしなければいけない部分と、その他それぞれの市の独自事業ですとか、あるいは方針に沿って、その他として繰り入れている部分、また、基金の積み立てを行っていて、活用ができる場合には、その基金もあわせて繰り入れをいたしますので、その内訳を並べたものが真ん中の資料になっております。

一番下の濃いオレンジの部分の法定の繰り入れで、真ん中の黄色いところがその他の繰り

入れ分、一番上に載っております、載っていない年もあるのですが、緑色の部分が運営基金の繰り入れになります。

法定繰り入れが年を追うごとに増えておりますのは、国の制度として法定で繰り入れなければいけない要素が増えてきているというところが一番大きな理由になります。具体的に申しますと、7割、5割、2割の保険税の軽減分が制度的に手厚くなってきておりますので、その財源となる部分が一番大きな要素です。

次に、緑色の基金ですが、昭島市は、国保の基金は持ちますよというふうに決めたのが昭和39年という大変古い時代ですが、長い期間、基金にお金を積み立て活用するという状況ではなく、平成12年から24年までの間は全く基金の動きはなく、24年度からまた久しぶりに基金の積み立てを始められたというような状況です。棒グラフは年度末の段階での基金の残高になります。

また、一番最後のところですが、少し小さな字になってしまったのですが、国保税のこれまでの収納率になります。

大変簡単ですが、以上の内容です。

○会長 事務局から説明が終わりました。

それでは、何かご意見、質問等がございましたら。

○B委員 法定分一般会計繰入金とその他一般会計繰入金、法定というのは、何を基準に、幾らという率なのか、額なのか。

○事務局 まず、法定内の一番大きな部分というのが、均等割の軽減の財源補填の部分なんです、昭島市で軽減を受ける方の人数ですとか、あとは昭島市の保険税率によって、その計算式に沿っていきますと、おのずと金額が出てくるというものになっております。

また、もう一つ、職員給与費等繰入金、これは国民健康保険を運営するための事務費なのですが、これもこういった項目を算定するのルールが決まっております。ただ、人件費の部分については、国民健康保険の事務に携わる職員が、例えばたまたま若い職員が多かったりしますと、下がってきたりと、そういった部分はございます。

また、もう一つは、出産育児一時金、これは出産育児一時金の3分の2の金額を必ず国保を運営する自治体は負担しなければならないのですが、これも算定のルールが決まっておりますので、決まった額が出てまいります。

最後に、財政安定化支援事業繰入金というのがございまして、国保に入っている方の高齢者の割合ですとか、あるいは市内、あるいは近隣、大きな医療機関があつて、その病床数

の関係で医療費がどうしても伸びがちになる、あるいは小さい子どもさんが多いですか、こちらも計算する要素が決まっておりますので、それによって金額は決まってくる内容になっております。

○B委員 もう一個すみません、法定とその他で12億7,500万円を繰り入れしましたと。この12億7,500万円は、昭島市のホームページを見て、歳出総額が428億円と出ているのです。そのうちこの12億7,500万円というのは、科目的には民生費に入っているのですか。総務費、教育費、衛生費。

○事務局 民生費の中に国民健康保険に対しての繰出金というのがございまして、こちらに入っております。

○会長 様々な繰入金、繰り出し金が複雑に絡まっていてわかりにくいかなと思うのですが、要は、法定の繰入金というのは、国民健康保険法に基づいて国が負担しなくてはいけない部分から入ってくるという基本的な部分でいいのですよね。その中に、さっきお話のあったように、事務の部分であったりとか、出産負担金の一部であったりとか、そういったものが全部そこに書かれてあって、それが入ってくると、そういうことでいいのですよね。

法定分というのは、あくまでも国の法に基づいた中から入ってくる部分、それ以外の方で、市へ、先ほどお話のあった子どもの軽減分等は、市の一般会計から入ってくると、そういう考え方でよろしいですかね。

○事務局 基本的にはそうです。ただ、それにあわせて税収が少ないので、その分を補填する分も入ってくる。

○C委員 都の納付金の制度というのは、もう少しわかりやすくないですかね。そうしないと、今までみたいに市の出入りだけで保険税を改定することができないような気がします。納付金の具体的な数字が出ないと、保険税の改定そのものが赤字を解消する、その他一般会計繰入金だけを少なくするためにだけということで議論するならそれでもいいけれども、少々、その辺が今までと、平成30年を境に変わっているはずなのですよね。それがさっきもお話が出たように、平成29年度はわからないからそのまま改定しないで結果として済んでしまったけれども、改定するに当たって、都の納付金というのはどういう方向になっているのかといえば、言葉としてはわかるけれども、数字として具体的な見通しが出ないと、その部分での議論ができないのではないかと思いますのだけれども、どうでしょうか。

○事務局 仮の計算をしたものが11月中旬くらいの予定にはなってきたのはいるのですが。

○C委員 11月中旬以降でないと、その辺の話はできないということになりますね。それだと、

今度は間に合わなくなるとかという話が出てくるのでしょうか。改定の時期等に。

○事務局 計算式というのはもう決まっているので、ただ、細かいそこに入る指標が決まらないので遅れているというのが今までの状況です。ですから、その考え方等をお示しすると、前年の状況等のご説明できるのですが、果たして令和2年度がどのような納付金になるか、状況になるかというのは、現時点ではなかなか難しい状況であることも事実です。

ただ、確かに、このままでいくと、赤字繰入金を減らすために税をどうするかということだけになりますけれども、そういう視点だけではないと思いますので、できる限り情報をわかりやすく分析というか、お示しできるような資料を考えてみたいと思いますので、次回にはそれをお示ししながら、また、当然赤字繰入金を国からは減らしなさいと言われてますので、そこら辺も含めてご議論いただけるように資料を作成していきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○会長 そういうことでよろしいですか。

都への納付金が幾らになるのか、それによって随分と左右される部分が出てくるのかなというのはあります。確かに一般会計繰入金を減らすというのも大きな目的ではあるのだろうけれども、それだけではなく、本来税だけで医療費等については、賄うというのが最終的な根本的な目標であるというところであれば、ぜひそこは次回のときに資料を示していただいて、説明いただけたらと思います。

○A委員 1点確認させていただきます。

納付金の金額というのは、都から指標となる数字が示されないと計算できない。ただ、恐らくそれが出てくるのはきっとかなり遅い時期だろうと。ただ、それでは23区も各市町村も予算を立てられない。したがって、とりあえずこの数字で仮数字を出すから、これで予算も組みなさいと。その数字が出てくるのが11月上旬ころだという理解でよろしいですか。

○事務局 そのとおりです。

○A委員 そうすると、我々も11月中旬にならないと、本格的な議論ができないということですね。

○事務局 その金額も一つの大きな要素だと思います。できる限り情報は収集をして、早目にはご提示させていただきたいと思いますが、確実に議論を進めていく中で、重要な要素であるところであるならば、そこまで待っていただかないとなかなかご提示はできないというのが実情だと思います。

○会長 ほかに、いかがですか。

(発言する者なし)

○会長 それでは、私から1点だけ、よろしいですかね。

9月議会で、請願が出されていたかと思うのですが、国保税が高い、それから、子どもの軽減ではなくて、これを支援策ということで免除してはどうかというようなことで出ていたかと思うのですが、その辺について、どのようなお話になったか教えていただけますでしょうか。

加えて、昭島の国保は高いというふうなこともありましたが、どの辺が高いか。先ほど示された中では、40代単身世帯が結構高くて、上のほうにいつているということがありましたけれども、そういったものを含めて、どのような状態なのかというのをお願いします。

○事務局 請願の趣旨といたしましては、国民健康保険の制度の中では、被用者保険と比べて加入者が負担する割合が高いのではないかと、そういうことも踏まえて、国にはその制度を直してください、あるいは子どもが多いと当然負担が増えるといったこともありますので、そういったことを見直すように国にきちんとやってくださいという意見を出してくださいということ、また、そうした中、保険税を見直すことが必要ではないかというようなご意見をいただいたところでございます。

国への要請については、市としては市長会を通じて継続して行っているところ、また、被用者保険と比較する場合、どうしても雇用主負担分がございまして、そこをどういうふうに見るかというところで見方が変わってしまう部分もございまして。そうしたことから、書いてある趣旨は理解をして、実際に実施しているところはあるのだけれども、保険税として下げるのはなかなか難しいだろうということで、不採択という結果になったというところがあります。

これは委員会内審議でこういうふうになりまして、本会議においても委員会での審議内容が継続されたということで、不採択という結果になったところでございます。

○会長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

◎その他

○会長 それでは、その他で、事務局のほうからございますか。

○事務局 次回日程についてですけれども、10月25日金曜日の1時半から、第5回の運営協議会を開催しますので、ご案内文が中に入っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

場所は同じく庁議室になりますので、よろしくお願いします。

◎閉 会

○会長 それでは、長時間にわたりまして議論していただきましたが、本日の日程はこれで終了になりますので、本当にどうもご苦労さまでした。

ありがとうございました。

(午後 3時 分)